

【資料 2】

秋田県観光DMPを活用した観光地域づくりレベルアップ事業業務委託仕様書

1 目的

観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）等によるデータに基づいた観光戦略策定の推進に向けて、「秋田県観光データ・マネジメント・プラットフォーム」（以下「観光DMP」という。）を活用した戦略策定等にかかるデータ分析方法を作成し、DMO等によるデータ分析をサポートすることで、データに基づく分析力を高めるとともに、データ分析にかかる手順書を作成することで、データ分析のノウハウの横展開を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

3 委託内容

（1）DMO等の課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援

- ・ 想定する対象者は次のとおり

地域連携DMO 一般社団法人秋田犬ツーリズム

（所管地域：大館市、北秋田市、上小阿仁村、小坂町）

地域連携DMO 一般社団法人秋田県観光連盟（所管地域：全県）

- ・ 「3 委託内容」に定めるすべての工程において、県または事業対象者の求めに応じて以下のいずれかの資格を保有する者（最低1名）が支援・対応すること。

①データサイエンティスト検定

②ジェネラリスト検定

③統計検定2級以上

④Python エンジニア認定データ分析試験

- ・ DMO等の求めに応じて、観光戦略の立案や観光客等の受入態勢整備の前段階である課題の設定から伴走支援し、データの利活用に適した課題設定・仮説構築を支援すること。

（2）データ分析手法の作成

- ・ 観光DMPの各システム等を利用し、本県観光の重点施策に応じた誘客や受入態勢整備の促進に資する、宿泊者の県内地域別の需要予測、観光イベントの効率的な効果検証等の具体的なテーマに基づく分析手法を作成すること。また、分析手法の作成にあたってはDMO等の課題や県内及び隣県の状況を踏まえること。
- ・ 作成する分析手法は専門知識を有さない者でも扱うことのできるよう、可能な限り平易なものとする。
- ・ 観光DMPの概要については、「秋田県観光DMPポータル (<https://akitadmp-portal.com/>)」を参照すること。
- ・ 観光DMPの利用にあたり、データの取り扱いについては、別紙1「秋田県観光DMP運用規程」及び別紙2「東北観光DMP使用ルール」等を遵守すること。
- ・ 東北観光DMPの利用にあたっては、利用料（39,600円）を負担すること。
- ・ 分析・仮説検証を補完するデータとして、観光DMPのデータ以外の利用も可能とするが、データの選定にあたっては、次年度以降に継続できるよう、オープンデータなどのデータ

の取得や運用が容易で、無償若しくは少額の費用負担のデータを利用すること。また、分析・仮説構築等にあたってのA I サポートツール等活用においても同様に無償若しくは少額の費用負担のサービスを利用すること。

- ・観光DMPの操作やデータについての問い合わせは、県にすること。
- ・本県観光の重点施策については、別紙3「秋田県観光振興ビジョン」を参照すること。

(3) 手順書の作成

- ・(2) で作成した分析手法を、他のDMO等でも実施できるよう手順書を作成すること。また、観光DMPデータ以外のデータやA I サポートツール等を分析・仮説構築等の扱い方についても同様に手順書に記載すること。
- ・手順書には図やスクリーンショットなどを掲載し、観光DMPやデータ処理の経験が浅い職員でも再現できるように配慮すること。また、必要に応じて動画を作成して手順書を補完すること。

(4) 政策・ソリューションの提案

- ・(1) で設定した課題に対して、具体的な対策やソリューションをDMOそれぞれに対し1つ以上提案すること。
- ・提案にあたっては、具体的な内容、実施方法、期待される効果、費用対効果などを明示すること。
- ・必要に応じて、県関係課及び県内DMOから地域の現状や課題についてのヒアリングを行うこと。

(5) 県事業へのサポート及び観光DMPへの提言

- ・県が行うインバウンド誘客の取組等に対し(1)の事業対象者と同様に課題設定、分析の目的設定及び仮説構築の伴走支援を行うこと。
- ・観光DMPの改良すべき点について、データ分析を取り入れた効果的な観光推進の実例等を用いて具体的に示して提言すること。また、その改良にかかる具体的費用を例示し、改良により期待される効果、費用対効果などを明示すること。

(6) 事業の報告

- ・定期的な事業の進捗報告を、月に1回以上行うこと(原則オンライン)。
- ・その他、県からの事業の進捗等に関する問い合わせや事業に係る庁内向けの資料作成については、随時応じること。
- ・県が主催する観光DMPに関する報告会に報告者として1回参加し、観光関連事業者等を対象として、(1)から(4)の内容を報告すること(原則対面)。
- ・報告内容には、データ分析手法・事例の紹介、政策の提案などを含め、資料を作成・配布すること。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ①事業対象者の課題・分析目的の設定及び仮説構築の伴走支援開始 | (令和7年 8月) |
| ②データ分析手法の作成 | (令和7年10月) |
| ③データ分析の手順書の作成 | (令和7年12月) |
| ④政策・ソリューションの提案・観光DMPへの提言 | (令和8年 1月) |
| ⑤観光DMPに関する報告会 | (令和8年 3月) |

5 成果物の作成

- ・成果物として、データ及び紙で以下の書類を提出すること。

【成果物一覧】

- ・業務完了報告書
- ・分析手法の手順書
- ・政策・ソリューションの提案書
- ・講義資料
- ・報告資料

6 その他

(1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面で提出し、県の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する処置

- ・県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な処置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は、前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

- ・受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

- ・受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(5) その他

- ・この業務に関わる必要経費はすべて受託者の負担とし、本契約額の範囲内で実施するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

(6) 所有権・著作権の取扱い

- ・本業務の実施により県に提出した成果物（成果物以外に県に提供した資料・レポートその他の提供物があった場合には当該提供物を含む。下記同じ。）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は県に帰属し、受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- ・成果物のうち、受託者が以前から著作権を有する著作物については、受託者は、これらの著作物を利用するために必要な許諾を県に与えるものとし、第三者が以前から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から県への利用許諾を得るものとする。
- ・受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。